

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 埼玉バーチャル観光大使リアルイベントプロモーション業務委託仕様書

### 1 業務名

埼玉バーチャル観光大使リアルイベントプロモーション業務委託

### 2 目的

埼玉県（以下「県」という。）と一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）では、県内観光資源を若者に向けてPRするため、VTuberを、埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として任命している。

本事業は、観光大使を切り口に、県内周遊企画の実施やアニメイベントへの参加を通じて本県の物産観光の魅力発信を行うことで、県に関する興味関心と訪問意欲を高め、県内誘客及び県内の周遊に繋げることを目的としている。

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 委託業務概要

観光大使を活用し、以下の企画及びイベントへの出展を行うこと。

- (1) 周遊企画の実施
- (2) AnimeJapan 2026への出展
- (3) 埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）への出展

### 5 業務内容

#### (1) 周遊企画の実施

ア 周遊企画の地点（以下、「スポット」という。）を設置し、スポットを周遊させる企画を実施すること。スポット数は原則15か所以上とするが、周遊企画への参加のしやすさ等も考慮すること。

イ スポットを設置する観光施設等は、公共交通機関を使用したアクセスの良さや第3期彩の国DMO戦略における国内ターゲット、及びVTuberファン層の年代等を考慮した上で選定、提案すること。なお、スポットの選定にあたっては、県内全域に周遊企画の効果が及ぶよう地域バランス等も考慮すること。

ウ 観光大使の音声や動画を活用し、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」やちょこたび埼玉公式チャンネル」内の観光大使の動画を通じた埼玉県内への誘導に繋げる提案をすること。

また、企画の実施と併せて周遊を促進させるための施策を講じること。なお、施

策の実施費用は委託費の中に含めること。

(施策例)

- ・スポットで流せる動画制作
- ・トレーディングカードの配布 等

エ 抽選キャンペーンについては以下の点も考慮し提案すること。

- ・キャンペーン参加率を上げるため、賞品を複数種類用意すること。なお、賞品は県産品または観光大使のオリジナルグッズとする。
- ・県産品の購入費、オリジナルグッズの制作費及び発送費は委託費に含むこととする。

オ 周遊企画の実施期間は、事業の効果を最大化できる日程を提案すること。

カ 当該周遊企画の詳細を掲載した LP を制作すること。制作においては以下を考慮し、制作すること。

(ア) LP で掲載する画像等の素材については、受託者において用意すること。

(イ) LP のデザイン・内容については観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意し、協会と協議の上、決定すること。

(ウ) スマートフォンやタブレット等のモバイル端末に適した、使いやすく、かつ見やすいデザインを基本とし(モバイルファースト)、そのうえで、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。

(エ) LP 公開用のバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。

(オ) LP の制作にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営する「ちよこたび埼玉」の保守・運用を受託する事業者連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。

(カ) LP は、周遊イベントの告知開始時期までに公開できるよう制作を進めること。

キ 事業実施までのスケジュールを作成し、企画提案時に提案すること。

ク 本事業では、観光大使事業のメインターゲット層(20~30代男性)に加え、第3期彩の国 DMO 戦略における国内ターゲットを踏まえ、観光大使を知らない人でも楽しめるコンテンツを盛り込み、より広い層に訴求できる内容とする。

ケ メインターゲットである VTuber ファン層だからこそ楽しめて周遊企画に参加した人だけの特別感のあるコンテンツを一部盛り込むこと。

コ 周遊企画来場者数増加に向けて、チラシの作成や広告配信、SNSなどを活用した情報発信を行うこと。なお、SNSを使用した発信を行う際は、協会等との調整を行うこと。

サ 企画参加者の分析を行うこと。

(ア) 定量的分析

周遊企画の参加人数等から、費用対効果を明らかにし、イベント実施結果を基に、今後のイベント実施に向けたデータの収集、分析、改善点等の見解を報告すること。

(イ) 定性的分析

アンケートやSNSでの反応、参加者への聞き取り等から、参加者がどのようなコンテンツに興味を持ったか、イベント全体ではどのようなコンテンツが注目されていたか、参加者の属性等のデータを収集し、今後の事業運用に向けた分析を行い、報告すること。

(2) AnimeJapan2026への出展

観光大使を活用し、AnimeJapan 2026に出展することとする。出展に際して、以下の条件を満たすこと。

ア AnimeJapan2026への出展に関する一切の手続きを行うこと。

イ AnimeJapan2026への出展費や消耗品等（イベント限定グッズの作成等も含む）、AnimeJapan2026への出展に際し発生する費用は、委託費に含むものとする。なお、観光大使の出演料は委託費に含めない。

ウ AnimeJapan2026のイベント内容を踏まえ、観光大使を切り口に埼玉県の観光をPRするにあたって最も効果的なコンテンツを提案すること。なお、企画内容によっては、関連団体との連携も視野に入れ、企画の提案を行うこと。

エ AnimeJapan2026への出展に向けたスケジュールを策定し、提案すること。

オ AnimeJapan2026のブース来場者数増加に向けて、チラシの作成や広告配信、SNSなどを活用した情報発信を行うこと。なお、SNSを使用した発信を行う際は、協会等との調整を行うこと。

カ AnimeJapan2026の詳細を掲載したLPを制作すること。制作においては以下を考慮し、制作すること。

(ア) LPで掲載する画像等の素材については、受託者において用意すること。

(イ) LPのデザイン・内容については観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意し、協会と協議の上、決定すること。

(ウ) スマートフォンやタブレット等のモバイル端末に適した、使いやすく、かつ見やすいデザインを基本とし（モバイルファースト）、そのうえで、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。

(エ) LP公開用のバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。

(オ) LPの制作にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営する「ちょこたび埼玉」の保守・運用を受託する事業者連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。

(カ) LPは、AnimeJapan2026の告知開始時期までに公開できるよう制作を進めること。

キ ブース訪問者の分析を行うこと。

(ア) 定量的分析

ブース訪問者数やブース内イベントの参加人数等から、費用対効果を明らか

にし、イベントの出展結果を基に、今後のイベント出展に向けたデータを収集、分析、見解を報告すること。

(イ) 定性的分析

アンケートやSNSでの反応、ブース訪問者への聞き取り等から、ブース訪問者がどのようなコンテンツに興味を持ったか、訪問者の属性等のデータを収集し、今後の観光大使事業運用に向けた分析を行い、報告すること。なお、分析の際はイベント全体における注目コンテンツや来場者の傾向等も踏まえたうえで比較・検討するなど、次年度以降も参加すべきか検討できる内容とする。

(3) 埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）への出展

上記（1）および（2）のPRを目的として、埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）を活用し、ブース出展を行うこと。なお、当該イベントへの出展に際し、必要な消耗品や備品等がある場合は委託費に含むこと。ただし、観光大使の出演料は委託費に含めないものとする。

## 6 KPI の設定

本県に関する興味関心と訪問意欲を高めるため、本事業を通じて情報発信強化を図りたいと考えることから、以下項目に関する参考値を基に、高い目標設定を求める。

(1) 周遊企画の実施

参加者数、動画（音声）再生数、抽選応募者数について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

【R6年度参考情報（デジ玉ラリー2024 with 春日部つくし）】

- ・実施期間：令和6年9月1日（日曜日）から令和7年1月13日（月曜日・祝日）
- ・スポット数：県内20か所

(2) AnimeJapan2026への出展

ブース訪問者数等をはじめとした定量的 KPI、来場者アンケートにおける満足度といった定性的 KPI について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。また本事業の目的にかなう KPI について独自提案があれば提案すること。

【R6年度参考値（京都国際マンガ・アニメフェア2024ブース出展時の参加者数）】

- ・ライブ配信イベント事前申込者数：37人（定員42人）
  - ・ライブ配信イベント当日参加者数：13人（定員18人）
  - ・SNSキャンペーン参加者数（フォローで観光大使グッズプレゼント）：216人
- ※イベント総来場者数：35,466人 ※京都国際マンガ・アニメフェア2024全体

【参考：京都国際マンガ・アニメフェア 2024 での実施内容】

- ・観光大使動画の放映

- ・観光大使の動画と関連する市町村のパンフレット配布
- ・アニメ聖地を紹介した観光パンフレットの配布
- ・ライブ配信（観光大使によるクイズ、トーク、音楽ライブ等）
- ・SNS キャンペーン（「ちょこたび埼玉」SNS をフォローすることでオリジナルクリアカードのプレゼント）
- ・来場者アンケートキャンペーン（アンケート回答でオリジナルクリアファイルのプレゼント）

(3) 埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）への出展

埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）へ出展し、上記（1）、（2）のPRを行うにあたっては、効果的なKPIを設定し目標値を提案すること。

【R6年度参考情報（県庁オープンデー：おしゃべりつくし in 知事公館）】

- ・実施内容：トークライブ等（1日3公演）

## 7 提出物

### (1) 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

#### ア 項目

- ・業務全体の実施計画
  - ＜周遊企画の実施＞
- ・参加者数
- ・参加者の属性データ（年代・性別・居住地等）
- ・参加者の属性（性別、居住地等）に応じた周遊スポット数のデータ
- ・コンテンツ（動画・音声等）再生数
- ・抽選参加者データ（応募者数、参加率、アンケート結果等）
- ・考察 等
  - ＜AnimeJapan 2026 への出展＞
- ・イベント実施結果を基にした定量的分析、定性的分析の結果
- ・考察 等
  - ＜埼玉県主催イベント（県庁オープンデー等）への出展＞
- ・広報実績
- ・KPI達成状況
- ・広告による流入分析
- ・広報企画の内容詳細とその成果、考察等
- ・ユーザーの反応に伴う提案事項
- ＜その他＞
  - ・運用上の課題点や次年度以降の改善策に関する考察等

- イ 提出期限は令和8年3月31日(火)とする。
- ウ 提出先  
一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課
- エ 提出方法
  - ・事業実施報告書 部数 2部
  - ・上記報告書を記録した電子データ

## (2) 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体(DVD-ROM等)で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- ア 周遊企画実施の際に作成した成果物(動画、音声ファイル、冊子データ、ポスターデータ等)
- イ AnimeJapan 2026 実施の際に作成した成果物
- ウ 本事業において取得した画像及び動画データ(但し、協会から提供されたデータを除く。)
- エ イベント配布用グッズを作成した際のデザインデータ(aiデータ等)
- オ 事業実施報告書
- カ 広報で使用した素材
- キ イベントで配布するグッズの見本及び残部

## 1.2 成果物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて県と協会に帰属するものとする。埼玉県の観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする(広告を除く)。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。
- (5) 本事業で制作した動画素材はテレビなどのメディア利用を想定(二次利用できることが前提)して制作すること。

### 1.3 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 協会が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (8) 協会及び観光大使と適宜連絡を取り合い、進行スケジュールや観光大使の業務内容等を調整した上で事業を実施すること。
- (9) 企画にあたっては、観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意すること。
- (10) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（協会との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。